

業務用厨房機器をお使いの皆さまへ

令和2年7月30日に福島県郡山市で発生した飲食店の爆発事故では、これまでのところ、死者1名、負傷者19名の被害が発生しています。

現在、この火災について関係当局により爆発火災原因の究明が行われているところであり、現時点で出火原因等は特定されていませんが、屋内のガス配管の腐食箇所から液化石油ガス（LPガス）が漏洩し、何らかの火源により引火、爆発した可能性が考えられます。

このような状況を踏まえ、類似事故の発生を防止するため、次の留意事項をご確認いただき、ガス機器の適切な維持管理をお願い致します。

- 1 ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスを行うこと。
- 2 ガス機器に異常を感じた場合やガス配管等に破損や著しい腐食等がある場合は直ちに使用を中止するとともに、緊急連絡先やメーカーに連絡し、修理等を依頼すること。
- 3 休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合は、液化石油ガス販売事業者に連絡をすること。



参考資料

○消防庁 HP

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_28_chubokiki-pamf20140226.pdf

○経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200805003/20200805003.html>

◇お問合わせ先◇ 大垣消防組合消防本部予防課 TEL 0584-87-1512